

「オープンカウンター方式による見積依頼について」

随意契約を前提とした見積依頼です。

有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

番号	種別	調達番号	件名	納入（履行） 場所	納期	見積依頼書公 表日	見積提出期限	見積合わせの 日時	防衛省 競争参加資格 （全省庁統一 資格）	参加 条件	備考
19	物品の購入	30005	軽油2号(課税)ドラム 外1品目	航空自衛隊福 江島分屯基地	R8.7.24	R8.6.16	R8.7.2 13:30	R8.7.2 14:00	「C」又は「D」若 しくは「お知らせ」 の参加資格に該当す る者		見積書 (FAX可)
			以下余白								

仕様書等の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
(仕様書等を公表している場合を除く。)

〒816-0804

福岡県春日市原町3-1-1 航空自衛隊春日基地

西部航空警戒管制団基地業務群会計隊 契約班 川島

電話：092-581-4031 内線2894～2896

FAX：092-571-5594

見 積 書

令和 年 月 日

契約担当官

航空自衛隊西部航空警戒管制団

会計隊長 濱崎 祥幸 殿

申込者住所

会 社 名

代表者職位氏名	代表者印鑑	代表者署名	代表者捺印

納 期		令和8年7月24日		納 地		航空自衛隊福江島分屯基地	
品 名 (件 名)	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考	
軽油2号(課税)ドラム	防衛省仕様書のとおり	L	8,000				
鋼製ドラム,200L	防衛省仕様書のとおり	缶	40				
	－ 以 下 余 白 －						
見 積 金 額 ㍲							
備 考(辞退理由等)							
貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承知のうえ、上記のとおり提出します。							

価格調査

契約担当官
航空自衛隊西部航空警戒管制団
会計隊長 濱崎 祥幸 殿

申 込 者 住 所
会 社 名
代表者職位氏名

納 期		令和8年7月24日		納 地				航空自衛隊福江島分屯基地			
品 名 (件 名)	規 格			単 位	数 量	単 価	金 額	備 考			
軽油2号(課税)ドラム	防衛省仕様書のとおり			L	8,000						
鋼製ドラム,200L	防衛省仕様書のとおり			缶	40						
	－ 以 下 余 白 －										
価格調査 金 額 ￥											
備 考(辞退理由等)											
貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承知のうえ、上記のとおり提出します。											

防 衛 省 仕 様 書 改 正 票

軽 油

(DIESEL FUEL)

D S P
K 2209E(2)

制定 昭和48年3月30日

改正 令和 2年8月21日

この改正票は、DSP K 2209E(軽油)についてのものであり、DSP
K 2209E(1)を含め累積記載されている。この改正票はDSP K 2
209Eと併用される。

1.4 a) 規格 中

“JIS K 2249 原油及び石油製品—密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”を
“JIS K 2249-1 原油及び石油製品—密度の求め方—第1部:振動法
JIS K 2249-2 原油及び石油製品—密度の求め方—第2部:浮ひよう法
JIS K 2249-3 原油及び石油製品—密度の求め方—第3部:ピクノメータ法
JIS K 2249-4 原油及び石油製品—密度の求め方—第4部:密度・質量・容量換算表”に改める。

1.4 c) 法令等 中

“工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を
“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

5.1 測定結果

“測定結果は、JIS K 2249によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。”を
“測定結果は、JIS K 2249-1, JIS K 2249-2, JIS K 2249-3又はJIS K
2249-4によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。”に改める。

5.2 成績書等 中

“ a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2204に該当するものであることの表示)の許可を
受けているものについては、社内試験成績書とする。”を
“ a) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2204に該当するものであることの表示)の許可を
受けているものについては、社内試験成績書とする。”に改める。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名 : 防衛装備庁 調達管理部調達企画課類別・標準化企画室

防衛省仕様書

軽油

(DIESEL FUEL)

D S P
K 2 2 0 9 E

制定 昭和 48. 3. 30

改正 平成 21. 4. 13

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、ディーゼル機関及び艦船のガスタービン並びにボイラーの燃料として使用する軽油について規定する。

1.2 種類

種類は、表 1 による。

表 1－種類

種 類	物 品 番 号	納入区分	注 記
特1号	9140-418-3184-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の特1号のもの。
	9140-418-3185-5	ドラム	
特1号(免税)	9140-165-6723-5	バルク	
	9140-165-6724-5	ドラム	
1 号	9140-299-0202-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の1号のもの。
	9140-299-0203-5	ドラム	
1 号(免税)	9140-165-6725-5	バルク	
	9140-165-6726-5	ドラム	
2 号	9140-002-9691-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の2号のもの。
	9140-001-9415-5	ドラム	
2 号(免税)	9140-165-6727-5	バルク	
	9140-165-6728-5	ドラム	
2 号(艦船用) (免税)	9140-317-1953-5	バルク	引火点, 流動点, 蒸留性状90%留出 温度及び目詰まり点を除き, J I S K 2 2 0 4 の2号のもの。
3 号	9140-002-9692-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の3号のもの。
	9140-001-9414-5	ドラム	
3 号(免税)	9140-165-6729-5	バルク	
	9140-165-6730-5	ドラム	
4 号	9140-002-9693-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の特3号のもの。
	9140-001-9413-5	ドラム	
4 号(免税)	9140-165-6731-5	バルク	
	9140-165-6732-5	ドラム	

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 軽油 特1号

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

2.

K 2209E

a) 規格

J I S K 2204 軽油

J I S K 2249 原油及び石油製品一密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

N D S Z 0001 包装の総則

b) 仕様書

D S P Z 1002 鋼製ドラム, 200L

c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

2 製品に関する要求

品質は次による。

a) 特1号及び特1号(免税)は, J I S K 2204の特1号による。

b) 1号及び1号(免税)は, J I S K 2204の1号による。

c) 2号及び2号(免税)は, J I S K 2204の2号による。

d) 2号(艦船用)(免税)は, J I S K 2204の2号による。ただし, 引火点は61℃を超えるものとし, 流動点及び目詰まり点は特に調達要領指定書で指定する場合を除き, 流動点は-5℃以下, 目詰まり点は-2℃以下とする。また, 蒸留性状90%留出温度は360℃以下とする。

e) 3号及び3号(免税)は, J I S K 2204の3号による。

f) 4号及び4号(免税)は, J I S K 2204の特3号による。

3 品質保証

検査は, J I S K 2204によるものとし, それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

4 出荷条件

4.1 容器

容器は, D S P Z 1002に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は, 所要の修理及び完全な洗浄を行い, その外面塗装は, D S P Z 1002 に規定する塗料, 塗色とする。

4.2 表示

表示は, N D S Z 0001による。ただし, 陸上・海上・航空各自衛隊の標識は, “防衛省”と替えて表示する。

4.3 納入単位

納入単位は, 15℃における容量(L)とする。ただし, バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は, 特に指定しない限り, 温度換算は行わないものとする。

5 その他の指示

納入の際, 以下の成績書等を提出するものとする。

5.1 測定結果

測定結果は, J I S K 2249によって, 密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は次による。

a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2204に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては, 社内試験成績書とする。

b) 前 a)以外のものについては, 揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項, 第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

防衛省仕様書改正票

鋼製ドラム, 200L

D S P

Z 1002F(2)

制定 昭和44年 3月15日

改正 令和 3年11月29日

(DRUM, SHIPPING AND STORAGE)

この改正票は, DSP Z 1002F (鋼製ドラム, 200L) についてのもの
であり, DSP Z 1002F (1) を含め累積記載されている。この改正票は
DSP Z 1002F と併用される。

1.4 a) 規格 中

“JIS K 5600-7-7 塗料一般試験方法—第7部:塗膜の長期耐久性—第7節:促進耐候性(キセノンランプ法)”を“JIS K 5600-7-7 塗料一般試験方法—第7部:塗膜の長期耐久性—第7節:促進耐候性及び促進耐光性(キセノンランプ法)”に

“JIS Z 1601 鋼性タイトヘッドドラム”を“JIS Z 1601 鋼製タイトヘッドドラム”に改める。

1.4 b) 法令等 中 “工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

2.1 認定 中 “工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

3 品質保証 を次のように改める。

3 品質保証

検査は, 表 2 によるほか, 契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。

2.
Z 1002F(2)

表 2 品質保証

検査項目			試験方法	判定基準
材料			—	2.2の規定による。
構造・形状・寸法・容量・質量				2.3の規定による。
口金				2.4の規定による。
塗装				2.5の規定による。
品質	外観			2.6の規定による。
	性能	気密性	危険物船舶運送及び貯蔵規則第113条に基づいて、登録検査機関 ²⁾ が定めた「危険物の容器及び包装の検査試験基準（小型容器）」による。（以下、危険物の容器及び包装の検査試験基準（小型容器）という。）	危険物の容器及び包装の検査試験基準（小型容器）の規定による。
		落下強度		
		耐圧（水压）性		
		積重ね強度		
製品の表示			—	2.7の規定による。
注 ²⁾ （一財）日本舶用品検定協会				

4.1 承認用見本等 を次のように改める。

4.1 承認用見本等

契約の相手方は、外面塗装に産業標準化法に基づく認証を受けていない同等品を使用する場合は、外面塗料の製品検査証明書又はこれに準ずるもの³⁾を契約担当官等に3部提出するものとする。また、特に調達要領指定書によって指定する場合は、外面塗料の色見本(200mm×50mmのブリキ板に塗装を施したもの。)を3部提出し、承認を得なければならない。

注³⁾ フタル酸樹脂エナメルの場合は、J I S K 5 5 7 2 の試験項目のうち、耐屈曲性、引っかかり硬度(鉛筆法)、耐水性、耐酸性及び促進耐候性の試験結果が記載されていなければならない。アミノアルキド樹脂塗料の場合は、J I S K 5 6 5 1 の試験項目のうち、付着性(クロスカット値)、耐衝撃性(デュポン式)、鉛筆引っかかり値(試験器法)、耐屈曲性、耐水性、耐アルカリ性、耐酸性、耐塩水噴霧性及び促進耐候性及び促進耐光性(キセノンランプ法)の試験結果が記載されていなければならない。

4.2 提出書類 b) を次のように改める。

b) 契約の相手方は、危険物輸送容器に該当する場合は、(一財)日本舶用品検定協会の発行した危険物容器検査証又はその写しを納入場所に1部提出するものとする。

原案作成部課等名 を次のとおり改める。

原案作成部課等名:航空自衛隊 補給本部需品部

防衛省仕様書

D S P
Z 1002F

鋼製ドラム, 200L

制定 昭和44. 3. 15
改正 平成22. 12. 28

(DRUM, SHIPPING AND STORAGE)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、石油又はこれと類似の非腐食性液体の貯蔵及び輸送に容器として用いる呼び容量200 Lの鋼製ドラム(以下、ドラムという。)について規定する。

1.2 種類

種類は、表 1 による。

表 1－種類

種類	物品番号
1. 2 mm	8110-162-2114-5
1. 6 mm	8110-011-9953-5

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 鋼製ドラム, 200 L, 1. 2 mm

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S K 5 5 7 2 フタル酸樹脂エナメル

J I S K 5 6 0 0 - 5 - 1 塗料一般試験方法－第5部:塗膜の機械的性質－第1節:耐屈曲性(円筒形マンドレル法)

J I S K 5 6 0 0 - 5 - 3 塗料一般試験方法－第5部:塗膜の機械的性質－第3節:耐おり落下性

J I S K 5 6 0 0 - 5 - 4 塗料一般試験方法－第5部:塗膜の機械的性質－第4節:引っかき硬度(鉛筆法)

J I S K 5 6 0 0 - 5 - 6 塗料一般試験方法－第5部:塗膜の機械的性質－第6節:付着性(クロスカット法)

J I S K 5 6 0 0 - 6 - 1 塗料一般試験方法－第6部:塗膜の化学的性質－第1節:耐液体性(一般的方法)

J I S K 5 6 0 0 - 6 - 2 塗料一般試験方法－第6部:塗膜の化学的性質－第2節:耐液体性(水浸せき法)

J I S K 5 6 0 0 - 7 - 1 塗料一般試験方法－第7部:塗膜の長期耐久性－第1節:耐中性塩水噴霧性

J I S K 5 6 0 0 - 7 - 7 塗料一般試験方法－第7部:塗膜の長期耐久性－第7節:促進耐候性(キセノンランプ法)

J I S K 5 6 5 1 アミノアルキド樹脂塗料

J I S Z 1 6 0 1 鋼性タイトヘッドドラム

J I S Z 1 6 0 4 鋼製ドラム用口金

N D S Z 8 2 0 1 標準色

b) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

2 製品に関する要求

2.1 認定

この仕様書で調達される製品は、工業標準化法(昭和24年法律第185号)の第19条第1項の規定に基づく表示¹⁾の許可を受けたものであるとともに、特に調達要領指定書によって指定する場合を除き、危険物船舶運送及び貯蔵規則第113条の規定に基づく検査に合格した容器でなければならない。

注¹⁾ J I S Z 1 6 0 1 に該当するものであることの表示。

2.2 材料

材料は、J I S Z 1 6 0 1 による。ただし、塗料については J I S K 5 5 7 2 の2種若しくは J I S K 5 6 5 1 の2種2号又はこれらの同等品とし、塗色は N D S Z 8 2 0 1 の色番号2314 OD色とする。

2.3 構造・形状・寸法・容量・質量

構造、形状、寸法、容量及び質量は、J I S Z 1 6 0 1 のドラムタイプC M級及びドラムタイプC H級の溶接ドラムのものによる。ただし、ドラム(ドラムタイプC H級)の胴体と天板及び地板は、ダブルシームで巻き締めをし、溶接により接合したものとする。

2.4 口金

口金は、J I S Z 1 6 0 4 の附属書Cで規定された、G2(大)及びG³/4(小)を用いる。プラグは、鋼製プラグ(ユニクロめっき)とし、フランジ(ユニクロめっき)は圧入形とする。

2.5 塗装

塗装は、J I S Z 1 6 0 1 による。ただし、外面には、2.2の塗料を塗装するものとし、乾燥塗膜の厚さは、10 μm ～25 μm とする。

2.6 品質

品質は、J I S Z 1 6 0 1 による。

2.7 製品の表示

製品の表示は、J I S Z 1 6 0 1 によるほか、危険物船舶運送及び貯蔵規則第113条の規定に基づく検査に合格した容器(以下、危険物輸送容器という。)は、効力を有する表示をドラム胴体及び地板の見やすい位置に表示する。

3 品質保証

検査は、表2によるほか、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。

表2—品質保証

検査項目			試験方法	判定基準
材料			—	2.2の規定による。
構造・形状・寸法・容量・質量				2.3の規定による。
口金				2.4の規定による。
塗装				2.5の規定による。
品質	外観			2.6の規定による。
	性能	気密性	J I S Z 1 6 0 1による。	J I S Z 1 6 0 1の附属書1（規定）による。
		落下強度		
		耐圧性		

表2－品質保証(続き)

検査項目			試験方法	判定基準
品質	性 能	積重ね強度	J I S Z 1 6 0 1による。	J I S Z 1 6 0 1の附属書1(規定)による。
			——	2.7の規定による。

4 その他の指示

4.1 承認用見本等

契約の相手方は、外面塗装に工業標準化法に基づく認証を受けていない同等品を使用する場合は、外面塗料の製品検査証明書又はこれに準ずるもの²⁾を契約担当官等に3部提出するものとする。また、特に調達要領指定書によって指定する場合は、外面塗料の色見本(200 mm×50 mmのブリキ板に塗装を施したもの。)を3部提出し、承認を得なければならない。

注²⁾ フタル酸樹脂エナメルの場合は、J I S K 5 5 7 2の試験項目のうち、耐屈曲性、引っかかり硬度(鉛筆法)、耐水性、耐酸性及び促進耐候性の試験結果が記載されていなければならない。アミノアルキド樹脂塗料の場合は、J I S K 5 6 5 1の試験項目のうち、付着性(クロスカット値)、耐衝撃性(デュボン式)、鉛筆引っかかり値(試験器法)、耐屈曲性、耐水性、耐アルカリ性、耐酸性、耐塩水噴霧性及び促進耐候性(キセノンランプ法)の試験結果が記載されていなければならない。

4.2 提出書類

提出書類は、次による。

- a) 契約の相手方は、J I S Z 1 6 0 1に基づく品質証明書及び社内試験成績書の写しを納入場所に1部提出するものとする。
- b) 契約の相手方は、危険物輸送容器に該当する場合は、(財)日本舶用品検定協会の発行した危険物容器検査証又はその写しを納入場所に1部提出するものとする。

鋼製ドラム・200L品質証明書及び社内試験成績書

調達要求番号		契約品名		数 量	缶	
契約者住所 会 社 名 代表者名			製造会社住所 会 社 名 代表者名			
本ドラムは、DSP Z 1002 に規定されたJIS Z 1601鋼製ドラム(液体用)に基づく○種○級鋼製ドラム200Lであり、下記のとおりであることを証明します。						
記 1 外観 合格 JIS Z 1601 による。 2 合格 合格 JIS Z 1601 による。 3 形状、寸法、容量及び質量 合格 表1のとおり。JIS Z 1601 による。						
表1						
規格 試料No.	内 径 mm 567±3	内 高 mm 841±5	チャイム mm 24±3	輪帯の高さ mm 7以上	容 量 L 212以上	質 量 kg 27.5以上
1						
2						
3						
4						
5						
4 材 料 4.1 鋼 板 ○○会社製JIS G 3131又はJIS G 3141の1種合格品 板 厚 ○○mm 4.2 口 金 プラグ及びフランジは○○会社製JIS Z 1604及び DSP Z 1002 合格品 4.3 ガ ス ケ ッ ト ○○会社製JIS Z 1601 合格品 4.4 巻締め用充てん剤 ○○会社製JIS Z 1601 合格品 5 塗料及び仕上げ 合格 DSP Z 1002による。2回塗り						

6 試験		
6.1 気密試験	合格	JIS Z 1601による。 試料缶 缶 合格缶 缶 もれ缶 缶
6.2 落下試験	合格	JIS Z 1601による。 試料缶 缶 ドラム容量 L 注水量 L
6.3 水圧試験	合格	JIS Z 1601による。 試料缶 缶
6.3 荷重試験	合格	JIS Z 1601による。 試料缶 缶
7 製品の表示	合格	JIS Z 1601による。 仕様書のとおり。
備考	社検実施年月日	

注 1.試験のための試料の大きさは次のとおりとする。

(1) 外観及び気密試験は、全数

(2) 構造、形状、寸法及び質量は、ロットの大きさの2%

(3) 容量、落下試験、水圧試験及び荷重試験は、ロットにつき1個

2.提出部数 1部

ド ラ ム 内 容 量 保 証 書

充てん時密度(15℃)

充てん場所

充てん年月日

充てん責任者

印

充てん数量

油をドラムに充てんするにあたり、下記の流量計を使用し、ドラムの表示どおり、200L
充てんしてあることを保証いたします。

記

1. 当該流量計の名称

2. 当該流量計の形式

3. 当該流量計の製造番号

4. 器差試験を行った年月日

5. 器差試験を実施した者

住 所

氏名又は名称

6. 器差試験を実施した計量士の氏名
(試験を行った者との関係)

7. 器 差

8. 当該流量計の管理責任者

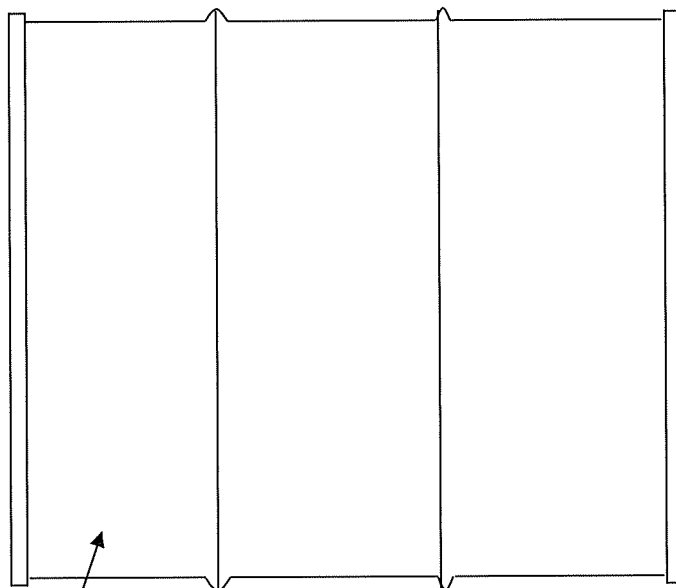
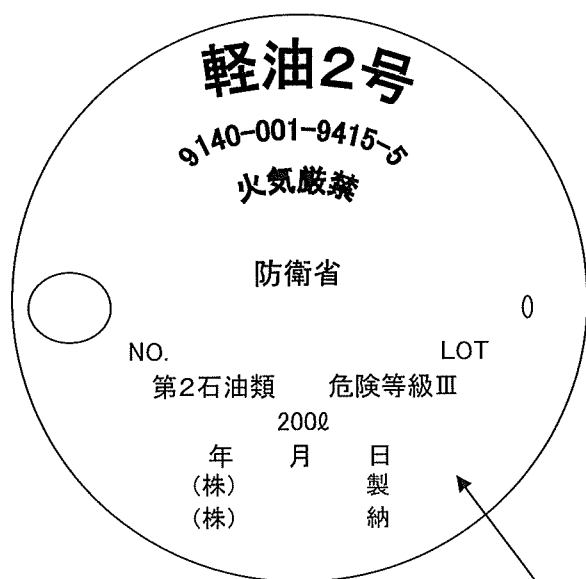
氏 名

(記載例)

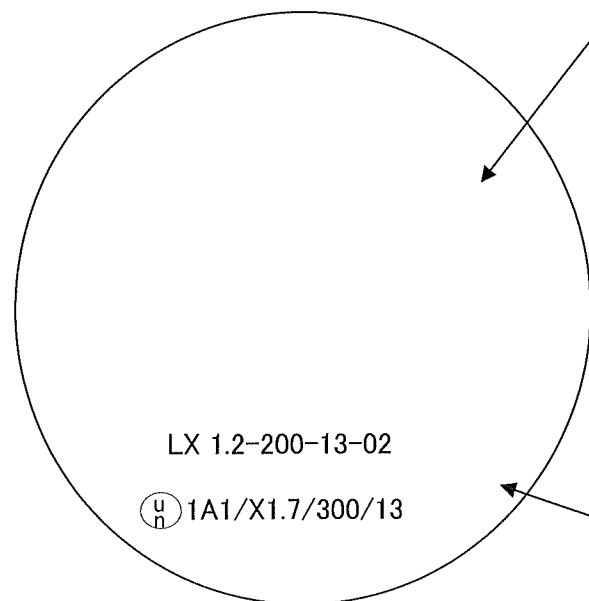
別紙第2

天板

側面



底板



外面の塗装は、DSP K 5203 色番号2314 (OD色)の塗料を用い2回塗装とする。

1. 天板の表示は、白の塗料で鮮明に行い、下表のとおり品名ごとに表示する。

2. 火気厳禁のみ黄色の塗料で表示する。

見え易い位置に刻印で表示する。

(容器別表示一覧)

品 名	物品番号	容器の種類
軽油1号	9140-299-0203-5	1. 2mm鋼製ドラム (二重巻きドラム)